

厚生年金基金実務基準 補足事項

本補足事項は、厚生年金基金実務基準に関して当委員会に寄せられた質問に対する回答などのうちから、実務基準には反映されていないが汎用性があり参考になると思われる事項をまとめたものである。

記載内容は当時の関連法令等に基づくものであり、その後の関連法令の改正等は反映されていないことに留意が必要である。

代行保険料率の計算に関する細目（補足事項）

項目	内容（補足事項）
(1) 財政方式	<ul style="list-style-type: none"> ・少数集団扱いをすることは原則不可。ただし、どうしても例外扱いをする必要があると判断される場合は、厚生労働省あて個別相談を行うこと。
(5) 予定脱退率	<ul style="list-style-type: none"> ・予定脱退率は内枠方式により算定する。ただし、代行保険料率の算定においては、総脱退率が予定死亡率を下回っている年齢がある場合、当該年齢の総脱退率は予定死亡率とすること。 ・64歳の脱退率の算定には65歳以上のデータは含めない。また、任意継続者の影響も排除する。 ・実務基準⑤の取扱いについては、実務基準備考欄の他、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 定年年齢～最終年齢までの脱退者の除外は行わない。 b. 脱退率算定の分母が全体でも30人に満たない場合は、全年齢で平均脱退率を使用する。 ・64歳の「脱退率算定基礎となる加入員数の総計」が30人未満となって、算定年齢幅を拡大した場合には、64歳の脱退率は計算結果の1/2とする。ただし、定年制がある場合で「定年年齢～65歳」を合算するときは、この取扱いの対象としない。また、定年年齢と最終年齢が一致する場合の「最終年齢－1」歳の取扱いも、これに準ずる。 ・取扱アにおいて、人員整理等で該当者が少数かつ特定可能な場合でも、除外するという判断をした場合には必ず年度単位で除外を行う。
(6) 予定昇給指数	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日入社の場合は、翌年の3月末日で勤続1年とする。 ・多くの加入員が粗データの範囲外である等のケースでも、原則として実務基準②、③の方法を使用する。 ・(注)のデータが5個以上得られない場合及び逡減する場合の処理例 <p>【予定昇給指数（報酬）】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 補整給作成に使用する粗平均給の年齢幅を次のア、イのいずれかの方法により変更する。（逡減する場合） <ul style="list-style-type: none"> ア. 対象年齢の上端を1歳ずつ引き下げる（逡減しない最大の上端年齢まで） イ. 対象年齢の下端を1歳ずつ引き上げる（逡減しない最小の下端年齢まで） b. 前後5歳幅に対象者が1名しかいない年齢を除外する。（逡減する場合） c. 上記a, bのいずれでも逡減する場合に、従前の予定昇給指数を引き続き使用する。（逡減する場合） d. 他のグループの予定昇給指数を使用する。（5個以上得られない場合） <p>【予定昇給指数（賞与）】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 補整給作成に使用する粗平均給の年齢幅を次のア～ウのいずれかの方法により変更する。（逡減する場合） <ul style="list-style-type: none"> ア. 対象年齢の上端を1歳ずつ引き下げる（逡減しない最大の上端年齢まで） イ. 対象年齢の下端を1歳ずつ引き上げる（逡減しない最小の下端年齢まで）

項目	内容（補足事項）
	<ul style="list-style-type: none"> り. 対象年齢の上下端を1歳ずつ同時に狭める（逓減しない最小の縮小幅まで） b. 前後5歳幅に対象者が1名しかいない年齢を除外する。（逓減する場合） c. 上記a. とb. を併用する。（逓減する場合） d. データが5個以上得られない場合及び上記a. からc. のいずれの処理をしても補整給が逓減する場合は、全年齢について「1.000」とする。 <p>この場合、様式第3号1. 総括表の昇給率は0.0%、昇給指数上限到達年齢は最終年齢を記載する。</p>
(7) 予定新規加入員	<ul style="list-style-type: none"> ・実務基準①備考欄において「通知(別紙) 1(1)ク」に該当した場合における直前の代行保険料率算定に用いた一定割合（新規加入員数率、新規加入標準報酬月額率及び新規加入標準賞与額率）については、(5) 予定脱退率における「総脱退率が予定死亡率を下回っている年齢における総脱退率を予定死亡率とする」取扱いにより定めた総脱退率を用いて再算定することも可とする。 ・実務基準⑥の取扱いについては、実務基準備考欄の他、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 実務基準(5)の取扱アのただし書きにより従前の予定脱退率を使用する場合の25%の判定は、従前の予定脱退率決定に使用した年度の平均脱退者数により行うこと。 ・実務基準⑦備考欄で算出した「x歳の直近年度の平均標準報酬月額」については、高齢者の標準報酬月額にバラツキが多いなどの場合であっても、算出値をそのまま使用する。
(8) 最終年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・実務基準①の取扱いについては、実務基準備考欄の他、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 定年年齢が最終年齢となった場合で、「定年年齢－1」歳の「脱退率算定基礎となる加入員数の総計」が30人未満となり、算定年齢幅を拡大した場合における当該年齢の脱退率は計算結果の1/2とする。 b. 定年年齢～65歳を合算して定年年齢以上の各年齢の脱退率を算出する場合の64歳の脱退率は計算結果そのものとし、1/2掛けは行わない。 c. 定年による脱退は「定年年齢－1」歳で発生していることから、ii の定年年齢～65歳には定年年齢は含まれる。
(備考)	<ul style="list-style-type: none"> ・代行保険料率を計算し直す基準の「定年延長」は、定年延長した事業所(又は職種)の加入員数が全加入員数の20%以上かつ最終年齢が変更になる場合に限る。

様式の記入要領（補足事項）

項目	記入要領（補足事項）
様式第3号 様式第3号の2	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規加入員数率」の「報酬」欄には新規加入標準報酬月額率$=\frac{l_{\bar{x}} \cdot b_{\bar{x}}}{\sum_t l_{\bar{x}+t} \cdot b_{\bar{x}+t}}$を、 「賞与」欄には新規加入標準賞与額率$=\frac{l_{\bar{x}} \cdot b'_{\bar{x}}}{\sum_t l_{\bar{x}+t} \cdot b'_{\bar{x}+t}}$を、それぞれ記入する。 ただし、$\bar{x}$：予定加入年齢 ・「平均脱退率」欄には、全喪事業所のデータ及び定年による脱退などの予定脱退率算定時に除外したデータも入れた、生のデータにより算出した平均脱退率を記入する。 ・「特記事項」欄には年次別のデータ取扱いのみを記入する。 ・様式第5号(1)の「特記事項」欄の内容は、様式第3号の「特記事項」欄には記入する必要はない。
様式第5号(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入及び資格喪失者の年齢は期始の時点における満年齢で算出し、「現在加入員数＝1年前の加入員数＋新規加入員数－資格喪失者数」が成立するように配慮すること。 ・記入する数値には、70歳以上のデータは含めないこと。 ・記載要領にある「また、これらの欄を記入する際には、事業所の削除の影響を除外すること」とは、全喪事業所データが実績に含まれる場合にはこの影響を排除した上で記入することを意味する。 ・「新規加入」欄は、期中の新規加入員総数(期始に加入したものを含む)から、再加入者数を差し引いたものとするを原則とする。ただし、全喪事業所のデータは除く。 ・「算定基礎となる加入員数の総計」欄$=l_x + nc_x / 2$ ただし、l_x：基礎となった3年間の期初加入員数 nc_x：基礎となった3年間の期中新規加入者数 ・算定年齢幅を拡大した場合、「算定基礎となる加入員数の総計」欄及び「資格喪失者数」の「計」欄ともに算定年齢幅を拡大し合算した後の数値を記入する。この場合、「特記事項」欄にはその処理を行った旨を記入すること。例：「〇〇歳～××歳を合算」

項目	記入要領（補足事項）
様式第5号(1) (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独設立・連合設立基金の場合、定年年齢(見做しの場合も含む)以降の各年齢の脱退率は、定年年齢～65歳の平均脱退率となるが、定年年齢～64歳までの各年齢の「算定基礎となる加入員数の総計」欄及び「資格喪失者数」の「計」欄はともにこの処理を行った後の値を記入する。この場合、「特記事項」欄にはその処理を行った旨を記入すること。例：「〇〇歳～××歳を合算」 ・ 「総脱退率」欄には、代行保険料率の算定に用いた脱退率を記入すること。ただし、総脱退率が予定死亡率未満となり、代行保険料率算定上これを予定死亡率に置換える場合は除く。この除く場合の「総脱退率」欄には、予定死亡率を下回ったそのままの総脱退率の値を記入すること。 ・ 64歳の「算定基礎となる加入員数の総計」が30人未満となって、算定年齢幅を拡大した場合は、64歳の「総脱退率」欄には計算結果の1/2を記入する。ただし、定年制がある場合で定年年齢～65歳を合算するときは、この取扱いの対象としない。また、定年年齢と最終年齢が一致する場合の「最終年齢-1」歳の取扱いも、これに準じて記入する。 ・ 「使用データ」欄は、様式第3号の「特記事項」欄の再掲となる。
様式第5号(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入する数値には、70歳以上のデータは含めないこと。

厚生年金基金実務基準第2号第I章 補足

第3-2-(1)-ケ	「(運用コスト控除前の)キャピタルゲイン」がゼロ以下等の場合の「(運用コスト控除後の)キャピタルゲイン以外」の算出									
	<p>次のようなケースでは、適宜算式を補正して算出する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(運用コスト控除前の)キャピタルゲイン≤ 0の場合 (運用コスト控除後の)キャピタルゲイン以外 $= \text{MAX}[(\text{運用コスト控除前の)キャピタルゲイン以外} - \text{運用コスト}, 0]$ ・$0 < (\text{運用コスト控除前の)キャピタルゲイン} < \text{運用コスト}$の場合 (運用コスト控除後の)キャピタルゲイン以外$= 0$ 									
第3-6-(1)	先日付の変更に係る最低保全給付									
	財政検証において、先日付の制度変更を数理債務の算定に織込む場合、原則として最低保全給付の算定にも織込むこと。									
第3-6-(1)	過去勤務債務の未償却分の控除に対応する別途積立金の取扱い									
	別途積立金について、過去勤務債務の未償却分と相殺するなどの特段の措置は必要ない。									
第3-6-(1)-イ	定年が一定日等の場合の標準退職年齢									
	母体企業の定年制が一定日（例えば定年到達後の年度末）に集約される場合であっても、割引計算、年金現価率等は満年齢のものを使用してよい。									
第3-6-(2)-ア	過去勤務債務の未償却分について控除できる限度額									
	<p>制度全体の特別掛金収入現価で判定した場合、複数の給付区分の控除額に対して、全体額として制限がかかる場合の配分は合理的な方法によること。</p> <p>例)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">第1加算</th> <th style="text-align: center;">第2加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>特別掛金収入現価</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(方法1)</p> <p>第1加算の控除額：$50 \times (150 + 50) / (50 + 200) = 40$</p> <p>第2加算の控除額：$200 \times (150 + 50) / (50 + 200) = 160$</p> <p>(方法2)</p> <p>第1加算の控除額$= 50$（$50 < 150$であるため）</p> <p>第2加算の控除額$= (150 + 50) - 50 = 150$</p>		第1加算	第2加算	控除額	50	200	特別掛金収入現価	150	50
	第1加算	第2加算								
控除額	50	200								
特別掛金収入現価	150	50								

厚生年金基金実務基準第2号第I章 補足

第3-6-(2)-ア	<p>過去勤務債務の未償却分に関する後発債務がマイナスの場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付減額を行った場合の取扱いについて 給付減額により生じたマイナスの後発債務をSから控除するものとする。控除した結果、Sがマイナスとなった場合は未償却額を0とする。 ・ 定年延長、ポイント制移行等、給付減額とみなされない変更を行った場合については控除を行う必要はない。
第4-1-(3)	<p>変更計算における基礎率洗い替えの必要性</p> <p>代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じた場合は、変更計算を行って基本部分の基礎率も洗い替えることとなるが、基礎率を見直して検討した結果、従前のものを継続使用しても良いと判断される場合には、洗い替えを行わないことも可。</p>
第4-1-(3)	<p>変更計算を行うべき場合</p> <p>変更計算を行うべき場合のア～コに該当しない場合であっても、基礎率が変動したと考えられる場合など合理的な理由がある場合は変更計算を行うことができる。</p>
第4-1-(3)-オ	<p>給付の部分毎に予定利率が異なる場合の許容繰越不足金額</p> <p>許容繰越不足金の設定については、定められた範囲内で合理的な方法によって設定されていればよい。</p> <p>例えば、基本部分と加算部分とで異なる予定利率を適用する場合には、以下の算式により上限額を設定する方法が考えられる。</p> $\text{許容繰越不足金額} = \text{標準給与総額} \times 7.7/1000 \times (100 + \text{プラスアルファ}) / 110 \times \{ \text{基本部分の予定利率による20年確定年金現価率} \times (100 + \text{基本部分のプラスアルファ}) + \text{加算部分の予定利率による20年確定年金現価率} \times \text{加算部分のプラスアルファ} \} / (100 + \text{プラスアルファ})$ <p>(注) 将来期間に係る代行支給義務の免除を受けており、かつ総報酬制を導入していない基金にあつては、上記の算式中「7.7」とあるのを「10.0」と読替えて適用できる。</p>
第4-3-(2)-ア	<p>年金受給者の債務評価における予定利率</p> <p>予定利率の設定については、財政計算時に資産の長期的期待収益率に基づいて合理的に定める必要があり、以後の財政検証においてはその予定利率を用いるものである。従って、受給者の債務評価において、当該受給者の年金原資を積み立てた時点の利率を用いるものではない。</p> <p>ただし、成熟度の上昇に従って政策的ポートフォリオの見直しを予定している場合など、合理的な理由がある場合には、予定利率を年金支給開始年齢の前後で変えることは差し支えない。またこの場合においても、支給開始年齢前後の予定利率はいずれも下限予定利率を下回ってはならない。</p>

厚生年金基金実務基準第2号第I章 補足

第4-3-(2)-ア	<p>予定利率設定時における専門家の助言</p> <p>予定利率設定時に、利用できる情報として挙げられている「年金数理人・証券アナリストなどの専門家の助言」はあくまでも例示であり、必ずしも年金数理人の関与が必要という訳ではない。</p>
第4-3-(2)-ア	<p>長期的期待収益率と予定利率の水準</p> <p>基金の運用基本方針に基づく、目標とする期待収益率をある程度の幅で示し、これに基づいてその範囲内で予定利率を決定することは、期待収益率が経済情勢に照らし妥当な水準であり、かつ、掛金を負担する者のリスク負担への対応能力を考慮に入れていけば差し支えない。</p> <p>なお、予定利率は長期的期待収益率の水準以下とする。</p>
第4-3-(2)-ア	<p>財政計算の基準日と予定利率水準の関係</p> <p>財政計算で設定できる予定利率の下限は、年度単位で変更となるため、通常の財政決算基準日である3月31日付で財政計算を行う場合は、旧年度の下限予定利率に基づくこととなる。新年度の下限予定利率を用いて財政計算を行いたい場合は計算基準日を4月1日付とする必要があるが、この場合において、3月31日付の人員データ・資産データをそのまま4月1日のものとみなしても支障がないと年金数理人が判断すれば、3月末データを用いて基準日のみ4月1日とし、新年度の予定利率を用いて財政計算を行っても差し支えない。</p>
第4-3-(2)-ア	<p>予定利率が基本部分と加算部分とで異なる率とすることの可否</p> <p>【恒久的取扱い】</p> <p>基本部分と加算部分とで異なる予定利率を設定することについては、年金資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、年金資産の運用方針に違いがあるなど、合理的な理由があることが求められる。また、原則として予定利率について次の算式による条件を満たしていることを要する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{基本部分と加算部分の予定利率の数理債務等による加重平均} \leq \text{期待収益率}$ </div> <p>【凍結期間中の取扱い】</p> <p>代行部分の凍結期間中（以下「凍結期間中」という。）に限り、基本部分については代行部分と同率の5.5%とし、加算部分については期待収益率等を勘案した予定利率設定とすることについては、差し支えないものとして取り扱うこととする。また、凍結期間中に限り、次の算式によって加算部分の予定利率を設定することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{加算部分の予定利率} \leq \text{期待収益率}$ </div> <p>この場合、基本部分において利差損益の発生が予測されるため、特例掛金の徴収や、通常不足金として事後的に償却していく等の財政上の手当てが必要となる可能性に留意すること。</p>

厚生年金基金実務基準第2号第I章 補足

第4-3-(2)-ア	<p>加算部分の分割やグループ区分毎に異なる予定利率の設定について</p> <p>加算部分において、分割やグループ区分であって、例えば退職金の移行部分と加入者拠出を伴う退職金の外枠部分等に異なる予定利率を適用する場合には、合理的な理由を要する。また、実際の運用資産を分別管理することまでは要求しないものの、形式上は分けられていることが必要であり、<u>本件については事前相談による対応とする。</u>この場合、原則として予定利率について次の算式による条件を満たしていること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{各々の予定利率の当該部分の数理債務等による加重平均} \leq \text{期待収益率}$ </div> <p>なお、凍結期間中においては、上記算式中「各々の予定利率」を「加算部分における各々の予定利率」に読替えて適用することができる。</p>
第4-3-(2)-カ	<p>予定新規加入年齢算定時の実績新規加入員の加入時給与の把握</p> <p>例えば、新規設立時やI型基金などにおいて新規加入員の加入時給与の把握が困難な場合には、以下の様な合理的な手法により加入時給与を推計してもよい。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日時点で捉えられる該当者の給与実績および昇給指数を用いて新規加入時の給与を推計する方法 ・ 直近1年間の新規加入員の年齢別の平均給与を用いて新規加入時の給与を推計する方法 <p>なおこの場合は、様式の平均給与欄、伸び率欄はblankとし、新規加入年齢の算定に用いた方法を「新規加入者の見込みの算定方法」欄に記載する。</p>

厚生年金基金実務基準第2号第I章 補足

第4-3-(4)	繰越不足金の一部解消
	繰越不足金の一部解消は不可。
第4-3-(4)	<p>変更計算時に繰越不足金の解消が不要な場合</p> <p>以下のような変更計算(又は、変更計算基礎書類を添付する規約変更認可申請)を行う場合には、繰越不足金の解消は不要。</p> <p>○年金財政上軽微な影響であるため規約上掛金率、数理上掛金率ともに見直さない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在職老齢年金の支給停止方法の変更 ・ 雇用保険との調整方法の変更 ・ 年金財政上軽微な影響の定年延長 ・ その他年金財政上軽微な影響であるため掛金率見直しが不要とされる場合 <p>○規約上掛金率は見直すが、数理上掛金率は見直す必要のない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例掛金の設定、変更、廃止 ・ 過去勤務債務を弾力償却、定額償却又は定率償却する場合における、毎年適用する特別掛金率の変更 ・ 特別掛金の償却完了 <p>○数理上掛金率を見直すが、変更の趣旨からして繰越不足金の解消を留保できると考えられる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所編入、合併に伴う一部事業所のための特別掛金率の変更 ・ 積立水準の回復計画に基づく、償却期間短縮による特別掛金率の変更 ・ 積立水準の回復計画終了時の、償却期間延長による特別掛金率の従前復帰
第4-3-(6)-1	<p>予定利率を変更した場合の先発過去勤務債務の捉え方</p> <p>予定利率を変更して財政計算を行う際に「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」の額を算定する場合、先発の過去勤務債務は新しい予定利率を用いて算定した特別掛金収入現価とする。</p>
第4-3-(6)(7)	<p>償却方法の変更</p> <p>償却方法のみの変更(償却期間の短縮、定額償却、定率償却の導入、弾力償却への変更)を行うことができる。</p> <p>なお、繰越不足金がある場合は、同時に解消する必要があるが、第4-3-(4)に掲げる変更計算時に繰越不足金の解消が不要な場合には繰越不足金の解消を留保できる。</p>

厚生年金基金実務基準第2号第I章 補足

第4-3-(7)-ア	<p>弾力償却における最短期の掛金率の算出方法</p> <p>次のようなケースにおいて、弾力償却の上限掛金を定める最短償却期間は、予定償却期間の「k-1年」を基準とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">計 算 基 準 日：n 年 3月31日 予定償却開始日：n+1年 4月 1日 予定償却完了日：n+k年 4月 1日 (k>1)</p> <p>なお、上限掛金は「予定償却開始日からの期間」に基づいて算定することを原則とする。</p>
第4-3-(7)-ウ	<p>定率償却で事業年度が12ヶ月でない場合の償却額の算出方法</p> <p>〔例示〕 設立日が10月1日で償却割合50%（第一事業年度が18ヶ月）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目に到来する3月末までの期間とその後の1年に分ける。 ・ 3月末までの6ヶ月間は、$50\% \times (6/12) = 25\%$の償却額を設定する。 ・ その後の1年は、4月1日時点の未償却過去勤務債務残高 $= 100\% \times (1+i)^{1/2} - 25\% \times (1+i)^{1/4}$ として、償却額を算定する。
第4-4-(1)	<p>給付の部分毎に予定利率が異なる場合の回復計画における予定運用利回り</p> <p>給付の部分毎に異なる予定利率を設定した場合の、積立水準の回復計画策定の際に、前提とする予定運用利回りは、設定された各々の予定利率を当該部分の数理債務等の額により加重平均した値を上限として設定することとして差し支えない。</p>
第4-4-(3)	<p>積立水準の回復計画の経過措置の取扱い</p> <p>「積立水準の回復期間中において後の年度になるほど掛金の引上げ幅を大きく見込む計画など後年度の負担が過大なものとなる計画とすることはできないこと」を確認する際、「毎年、同幅の掛金率引上げを行う積立水準回復計画を作成する」場合の「掛金率」は、「端数を持った掛金率」によることができる。</p> <p>また、「実施したいと考えている回復計画の各年度末の積立水準が①で作成した積立水準を常に上回ることを確認する。」とあるのは、同水準であることを含む。</p>
第5-2	<p>財政計算時に取り崩すことができる別途積立金の額</p> <p>別途積立金を取り崩して掛金率の引き下げに充てる場合、基本部分については免除保険料率の水準までなら取り崩すことが可（それ以外の制限は特にない）。また加算部分については、特別掛金率をゼロとするまで取崩し可。</p>

厚生年金基金実務基準第2号第I章付録4 補足

様式③-ア～オ	「総括表」の()書きの2段書き
	同一枠内にある項目の位置関係にはこだわらないので、()書きを同一枠内の2段書きにしてもかまわない。
様式③-カ'	3. 積立水準の推計
	推計は直近の決算実績を反映したものを記載し、既に経過した年度は記載する必要はない。 運用利回りの前提は、「〇〇～△△年度：年□%」のように記入してかまわない。
様式⑤	平均脱退率の算出方法
	実務基準は標準的な算出方式を定めたものであり、他の合理的方法を否定するものではない。例えば、 ・年度内新規加入者×1/2とあるのを、毎月加入は毎月一様に加入すると考え1/2、定時加入は加入日から年度末までの月数を考慮し、例えば5月加入は11/12とする。
様式⑥-2-(2)	脱退率①算出の基礎となる加入員数等
	「算定の基礎としたデータ」には「除外したデータ」を含まない。ただし、様式⑥の平均脱退率は、基金設立時の脱退率チェックの参考にするため、「除外したデータ」も含めて算出することに留意すること。
様式⑥-3-(1)	支給義務免除がある場合の記載方法
	<p>支給義務免除があり、基本部分の掛金率について実務基準ハトブック第4-3-(9)-1のただし書きの算式を適用した場合には、支給義務免除がないものとして計算した給付現価から、支給義務免除に伴う調整額を控除した額を記載することとなる。</p> <p>ただし、将来加入員、現在加入員（将来分）について控除した結果が負になる場合、負になる欄を0とし、控除しきれなかった額を他方から控除する。その結果、他方も負になる場合は、控除しきれなかった額を現在加入員（過去分）から控除する。</p> <p>現在加入員（過去分）の支給義務免除に伴う調整額である「支給義務免除前の免除保険料の財政計算上の予定利率による元利合計」の男女合計数値は、計算式あるいは備考欄に注記をしたうえで「計」欄、または「男子」、「女子」欄のいずれかから控除することができる。</p> <p>また、支給義務免除がある場合でも、計算式あるいは備考欄に注記を行えば、支給義務免除に伴う調整額を控除する前の数値を記載することができる。</p>

厚生年金基金実務基準第2号第I章付録4 補足

(支給義務免除がある場合の例示)

【設例】

○支給義務免除がなかったとした場合の数値

様式⑥ーア 掛金率算出基礎 (再計算、変更計算 (一般)、新設、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男子	女子
給付現価	合計 (B～G)	A	千円	千円	千円
	将来加入員	B	13,000,000	8,000,000	5,000,000
	現在加入員 (将来分)	C	17,000,000	10,000,000	7,000,000
	現在加入員 (過去分)	D	25,000,000	15,000,000	10,000,000
	…				
政府負担金現価合計 (I～M)		H			
標準給与現価		計 (O、P)	N	800,000,000	300,000,000
	現在加入員	O	350,000,000	230,000,000	120,000,000
	将来加入員	P	450,000,000	270,000,000	180,000,000
標準掛金率 (数理上)		Q	37.25%	37.25%	37.25%
標準掛金率 (規約上)		R	37%	37%	37%
標準掛金収入現価 (N×R)		S	29,600,000	18,500,000	11,100,000
A－H－S		T			
以下、略					
[計算式] (略)					

○免除保険料率：3.5% (予定利率が年5.5%以外の場合は補正後の数値)

○免除保険料の元利合計：男子200,000千円、女子100,000千円

≪支給義務免除に伴う調整額を控除する場合の記載方法≫

様式⑥ーア 掛金率算出基礎 (再計算、変更計算 (一般)、新設、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男子	女子
給付現価	合計 (B～G)	A	千円	千円	千円
	将来加入員	B	0	0	0
	現在加入員 (将来分)	C	2,000,000	500,000	1,500,000
	現在加入員 (過去分)	D	24,700,000	14,800,000	9,900,000
	…				
政府負担金現価合計 (I～M)		H			
標準給与現価		計 (O、P)	N	800,000,000	300,000,000
	現在加入員	O	350,000,000	230,000,000	120,000,000
	将来加入員	P	450,000,000	270,000,000	180,000,000
標準掛金率 (数理上)		Q	2.25%	2.25%	2.25%
標準掛金率 (規約上)		R	2%	2%	2%
標準掛金収入現価 (N×R)		S	1,600,000	1,000,000	600,000
A－H－S		T			
以下、略					
[計算式] (略) 「将来加入員の給付現価Bが将来加入員の免除保険料現価 (免除保険料率×標準給与現価P) を下回る額を現在加入員 (将来分) から控除 」 等の内容を記載する。					

厚生年金基金実務基準第2号第I章付録4 補足

《支給義務免除に伴う調整額を控除する前の数値を使用する場合の記載方法》

様式⑥ーア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男子	女子	
給付現価	合計（B～G）	A	千円	千円	千円	
		将来加入員	B	13,000,000	8,000,000	5,000,000
		現在加入員（将来分）	C	17,000,000	10,000,000	7,000,000
		現在加入員（過去分）	D	25,000,000	15,000,000	10,000,000
	...					
政府負担金現価合計（I～M）		H				
標準給与現価	計（O、P）	N	800,000,000	500,000,000	300,000,000	
	現在加入員	O	350,000,000	230,000,000	120,000,000	
	将来加入員	P	450,000,000	270,000,000	180,000,000	
標準掛金率（数理上）		Q	37.25‰	37.25‰	37.25‰	
標準掛金率（規約上）		R	37‰	37‰	37‰	
標準掛金収入現価（N×R）		S	29,600,000	18,500,000	11,100,000	
A－H－S		T				
以下、略						

[計算式]

(略)

「給付現価、標準掛金率（数理上）、標準掛金率（規約上）、標準掛金収入現価および数理債務は支給義務免除がなかったとした場合の数値を記載しており、記載額から以下の調整を行って掛金率を算定した。

1. 標準掛金率（規約上）は、免除保険料率（35‰）を控除して、2‰とした。
2. 特別掛金率は、支給義務免除がなかったとした場合の数理債務（T欄）から、支給義務免除後の期間について支給義務免除がないものとして計算した免除保険料元利合計300,000千円を控除した数理債務××千円をもとに算出した。

等の内容を記載する。

厚生年金基金実務基準第2号第I章付録4 補足

様式⑩-1	<p>支給義務免除がある場合の備考欄への注記の記載方法</p> <p>《支給義務免除に伴う調整額を控除する場合》 様式⑥-3掛金率算定表に準ずる。</p> <p>《支給義務免除に伴う調整額を控除する前の数値を使用する場合》 (例示) 「支給義務免除前の数理債務の明細を①～④に記載しており、④から支給義務免除後の期間について支給義務免除がないものとして計算した免除保険料元利合計××千円を控除した額を決算上の数理債務額とした。」</p>
様式⑩附-1-(3)	<p>定年年齢または最終年齢</p> <p>原則、定年年齢を超えている者を除外するが、最終年齢を定年年齢以外で設定しているケースについては最終年齢による(総合基金は最終年齢で算定する)。また、当該年齢を表示する必要はない。</p>
様式⑪	<p>積立水準回復計画の実施状況における運用利回りの前提</p> <p>運用利回りの前提を記入する欄がないが、運用利回りの前提は欄外に記入する。なお、当初の回復計画作成時と異なる前提を用いても差し支えない。</p>

厚生年金基金実務基準第3号 補足

第2-2-(3)	変更計算での移行調整金の一部取崩しについて
	平成9年度決算で移行調整金勘定を設定した場合、平成10年度以降の変更計算で、移行調整金の一部を取崩すことができる。
第2-2-(3)	財政決算における移行調整金の取崩下限額について
	<p>移行調整金の取崩額は、事業年度内で取崩下限額以上であること。その事業年度に財政計算を行い移行調整金を取り崩した場合、その取崩額と財政決算時の取崩額を合算して取崩下限額以上であればよい。例えば、財政計算において取崩下限額以上の移行調整金を取り崩した場合は、その年度の財政決算においては、移行調整金を取り崩す必要はない。</p> <p>また、翌年度以降の取崩下限額は、ハンドブックの記述にかかわらず、各事業年度末の残高を平成18年度までの年数で除して得た額とすることができる。</p>

厚生年金基金実務基準第4号 補足

<p>最低保全給付から控除できる額の現価 (= X)</p>	<p>財政運営基準第3-6-(1)-②-(ア)に相当する額を控除する場合の給付区分 t の控除すべき過去勤務債務の未償却分 T</p>
	<p>算式中の予定利率による補正項（最終項）については、$\{(1+i) / (1+j)\}^{20}$による数値を用いることも可とする。 (i は継続基準の予定利率)</p>
<p>最低保全給付から控除できる額の現価 (= X)</p>	<p>財政運営基準第3-6-(1)-②-(イ)に相当する額を控除する場合の給付区分 t の控除すべき最低積立基準額の未認識額 T</p>
	<p>算式中の ${}_tS_m$ については、当初の債務額に $\{(1+i) / (1+j)\}^{20}$ を乗じて算定することとする。 (i は初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率)</p>